

平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第4号

平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会を次のとおり招集する。

平成19年6月27日

山梨県後期高齢者医療広域連合事務局長 嶋口 昇

- 1 期日 平成19年7月4日(水)
- 2 場所 山梨県自治会館 講堂
- 3 付議事件
  - (1) 発議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
  - (2) 発議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について
  - (3) 承認第1号から承認第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
    - 承認第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例
    - 承認第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合公告式条例
    - 承認第3号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例
    - 承認第4号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員条例
    - 承認第5号 山梨県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例
    - 承認第6号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員定数条例
    - 承認第7号 山梨県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
    - 承認第8号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例
    - 承認第9号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する手続き及び効果に関する条例
    - 承認第10号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
    - 承認第11号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
    - 承認第12号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
    - 承認第13号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の修学部分休業に関する条例
    - 承認第14号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の高齢者部分休業に関する条例
    - 承認第15号 山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例
    - 承認第16号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例
    - 承認第17号 山梨県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例
    - 承認第18号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例
    - 承認第19号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例
    - 承認第20号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例
    - 承認第21号 山梨県後期高齢者医療広域連合「財政事情」の作成及び公表に関する条例

承認第22号 山梨県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

承認第23号 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

承認第24号 山梨県後期高齢者医療広域連合行政手続条例

承認第25号 山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例

承認第26号 山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

承認第27号 山梨県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定

承認第28号 平成18年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

承認第29号 平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算

(4) 議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

(5) 議案第2号 平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

(6) 同意議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

(7) 同意議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

(8) 同意議案第3号 山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員の選任につき議会の同意を求めることについて

#### 【応招・不応招議員】

##### 応招議員(26名)

1番 斉藤憲二君	2番 渡辺嘉男君	3番 上杉 実君
5番 内藤次郎君	7番 森岡千代野君	8番 内藤 昭君
9番 金丸 毅君	10番 中川秀哉君	11番 関戸将夫君
12番 武藤雅美君	13番 一瀬 明君	14番 秋山詔樹君
15番 長澤捷利君	16番 村松久雄君	17番 望月久弘君
18番 日向英明君	19番 小林福雄君	20番 深澤平助君
21番 山口達夫君	22番 石原 滋君	23番 後藤政行君
24番 長田義道君	25番 梶原岩男君	26番 堀内弘一君
27番 古家悦男君	28番 守屋茂久君	

##### 不応招議員(2名)

4番 古屋保男君	6番 浅川 昇君
----------	----------

平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会

##### 議事日程(第1号)

平成19年7月4日(水曜日)午後3時開会

1 臨時議長選出

2 開会

3 広域連合長あいさつ

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

日程第3 発議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について

日程第4 議席の指定

日程第5 会議録署名議員の指名

日程第6 会期の決定

日程第7 副議長の選挙

日程第8 発議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について

日程第9 承認第1号から承認第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例

承認第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合公告式条例

承認第3号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例

承認第4号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

承認第5号 山梨県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

承認第6号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

承認第7号 山梨県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

承認第8号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例

承認第9号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する手続き及び効果に関する条例

承認第10号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

承認第11号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

承認第12号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例

承認第13号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の修学部分休業に関する条例

承認第14号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の高齢者部分休業に関する条例

承認第15号 山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例

承認第16号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例

承認第17号 山梨県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

承認第18号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例

承認第19号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例

承認第20号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例

承認第21号 山梨県後期高齢者医療広域連合「財政事情」の作成及び公表に関する条例

承認第22号 山梨県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

承認第23号 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

承認第24号 山梨県後期高齢者医療広域連合行政手続条例

承認第25号 山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例

承認第26号 山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

承認第27号 山梨県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定

承認第28号 平成18年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

承認第29号 平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算

- 日程第10 議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について  
日程第11 議案第2号 平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

-----  
本日の会議に付した事件

日程1～日程11まで議事日程に同じ

追加日程第12 同意議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

追加日程第13 同意議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

追加日程第14 山梨県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙

追加日程第15 同意議案第3号山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員の選任につき議会の同意を求めることについて

-----  
出席議員(26名)

1番 斉藤憲二君	2番 渡辺嘉男君	3番 上杉 実君
5番 内藤次郎君	7番 森岡千代野君	8番 内藤 昭君
9番 金丸 毅君	10番 中川秀哉君	11番 関戸将夫君
12番 武藤雅美君	13番 一瀬 明君	14番 秋山詔樹君
15番 長澤捷利君	16番 村松久雄君	17番 望月久弘君
18番 日向英明君	19番 小林福雄君	20番 深澤平助君
21番 山口達夫君	22番 石原 滋君	23番 後藤政行君
24番 長田義道君	25番 梶原岩男君	26番 堀内弘一君
27番 古家悦男君	28番 守屋茂久君	

欠席議員(2名)

4番 古屋保男君                      6番 浅川 昇君

-----  
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職指名

広域連合長 小林義光君      事務局長 嶋口昇君      事務局次長 望月辰也君  
業務課長 原 則夫君      会計管理者 降矢嘉也君

-----  
事務局職員出席者

書記長 二宮 仁      書記 小林久弥      書記 由井雅通      書記 清水敬祐

-----  
【臨時議長選出】

**事務局長(嶋口昇君)** それでは、お疲れ様でございます。事務局より申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合設立後の最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、鯉沢町の村松久雄議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。それでは、村松久雄議員、議長席へ、ご着席を願います。

**臨時議長(村松久雄君)** ただ今、ご紹介をいただきました、鯉沢町の村松久雄でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行わせていただきます。どうぞよ

ろしく、お願いをいたします。

失礼ではございますが、着席して進行をさせていただきます。

---

【開 会】

開会 午後3時03分

**臨時議長(村松久雄君)** 議員定数28人のうち、本日の出席議員は、26人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による、過半数の定足数に達しておりますので、平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会を開会いたします。

直ちに、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議事の進行につきましては、議会会議規則が制定されておりませんので、今議会に発議案第1号で提案されている、会議規則案に準じて進行をしたいと思います。ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**臨時議長(村松久雄君)** 異議がないようですので、さように進めさせていただきます。

---

【撮影許可】

**臨時議長(村松久雄君)** 報道機関等から、写真撮影等の申し出があります。これを許可することに、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声

**臨時議長(村松久雄君)** 異議なしと認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

---

【連合長あいさつ】

**臨時議長(村松久雄君)** 次に、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

小林広域連合長

**広域連合長(小林義光君)** 本日ここに、平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会が開催されるに当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

広域連合設立後、初めてとなる本議会に、県内28市町村の議会から選出されました議員の皆様方には、公務ご多端の中にも関わらず、ご出席を賜りましたことを、厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様方には、昨年12月、本広域連合の設立のために、それぞれの市町村議会において、広域連合規約のご議決をいただきましたことに、深く感謝を申し上げます。

これを受け、本年2月1日には、山梨県知事の設立許可をいただくとともに、同日、市町村長による広域連合設立会議を開催し、広域連合長の選挙の結果、不肖私が、その大任を担わせていただくこととなりました。

県内すべての市町村が参加して構成をされる、広域連合の設立は、山梨県においては初めての試みであり、県内の後期高齢者約10万人に係る医療・保険制度を円滑かつ適正に運営する重大さを、改めて痛感をいたしているところでございます。

今後の皆様のご指導とご協力を心より、お願い申し上げます。

さて、21世紀に入り、我が国は、超少子高齢化社会の到来を迎えようとしています、団塊の世代が高齢期を迎える、平成27年には国民の4人に1人が高齢者となる超高齢社会と

なります。これまで、我が国は、国民皆保険を堅持した医療保険制度により、世界最高水準の平均寿命や、高い保険医療水準を実現してまいりました。しかしながら、近年の高齢者人口の急増や医療技術の進歩等に伴い、老人医療費が急速に増大しており、公的医療制度を担う国や地方の財政は逼迫し、今後、ますます厳しさを増してくることが予想されております。

こうした中、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するために、健康保険法の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布されました。この中で、老人保健法の改正が行われ、国民の共同連帯の理念に基づき、75歳以上の後期高齢者については、心身の特性等を踏まえ、それにふさわしい医療サービスを提供する、新たな後期高齢者医療制度が創設をされたところであります。

この制度は、保険料、現役世代からの支援及び公費を財源として、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合を設立し、これを主体として運営することとされ、平成20年4月1日から施行されることになっております。

本日、広域連合議会が開催されることにより、名実ともに、山梨県後期高齢者医療広域連合がスタートすることになりました。

今回の臨時会では、地方公共団体としての、広域連合に必要な各種条例をはじめ、広域事務を総合的かつ計画的に行うための、山梨県後期高齢者医療広域連合広域計画案、平成20年4月1日の制度実施に向け必要な広域連合電算システム構築費用を含む19年度当初予算案、広域連合副連合長の選任同意案などを付議事件として提案いたしております。

広域連合による後期高齢者医療制度は、迫り来る超高齢社会に備え、公的医療制度全体の将来を見据えた、画期的で重要な取り組みになるものと考えております。

本広域連合としましても、県全域を単位とする広域化により、健全な財政運営と、安定した保険運用を目指し、後期高齢者、ご本人はもとより、ご家族をはじめ、県民の皆様のご理解とご協力をいただく中、新たな医療制度の確実な実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。どうか、本日ご出席の議員の皆様方には、提出議案につきまして、慎重なるご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ご苦労さまでございます。

-----  
【仮議席の指定】

**臨時議長(村松久雄君)** ありがとうございます。

これより、日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、只今、ご着席の議席を指定いたします。

-----  
【議長の選挙】

**臨時議長(村松久雄君)** 続きまして、日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**臨時議長(村松久雄君)** ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において、指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**臨時議長(村松久雄君)** ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において、指名することに決定いたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長に、斉藤憲二君を指名いたします。

ただいま、指名いたしました、斉藤憲二君を山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**臨時議長(村松久雄君)** ご異議なしと認めます。よって、斉藤憲二君が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長に、当選いたしました。

ただいま議長に当選されました、斉藤憲二君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

-----  
【議長あいさつ】

**臨時議長(村松久雄君)** ここで、当選されました斉藤憲二君の、ごあいさつをお願いいたします。

**斉藤憲二君** 甲府市の斉藤でございます。どうか、よろしく、お願いいたします。

議長就任にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいま、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議長という、名誉ある要職に、御推挙いただきまして、誠にありがとうございます。

今、私はその要職の責任の重さを、痛感しておりますでございます。議会の公平かつ円滑な運営を目指すとともに、広域連合の発展と住民福祉の発展に、誠心誠意、努力をいたす所存でございます。

浅学非才ではございますが、どうぞ、皆様方の御支援、御協力を心より、お願い申し上げます。簡単でございますけれど、就任にあたりましての、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

-----  
【議長交代】

**臨時議長(村松久雄君)** ありがとうございます。

斉藤議長、議長席にお願いします。議長が決まりましたので交代します。

ご協力、ありがとうございました。

【臨時議長自席へ】

【議長着席】

-----  
【諸般報告】

**議長(斉藤憲二君)** この際、諸般の報告をいたします。

浅川昇君より或いは、古屋保男君より欠席の届けがありました。

また、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

また、お手元に配布してありますとおり、本日の日程に、議事日程第1の1を追加します。

以上で諸般の報告を終わります。

-----  
【会議規則の制定】

**議長(斉藤憲二君)** それでは日程第3、発議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

【議長「3番」との発言あり】

**議長(斉藤憲二君)** 3番、上杉実君。

**3番上杉実君** 発議案第1号、山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則制定の件について、提案理由を申し上げます。

本件は、地方自治法第120条の規定により定めるもので、基本的には、県内各市町村の議会の会議規則を参考として、当広域連合の実態に合わせ、必要な条文を整理をおこなっております。

発言に当たっては、あらかじめ議長に発言通告書を提出して、行うこととしております。また、表決の方法は、問題を可とする議員の起立によって、諮ることを基本としました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**議長(斉藤憲二君)** ただいまから、発議案第1号の質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

「なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** 質疑がありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** それでは 討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。「発議案第1号、山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則」は、原案のとおり、可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立 全員。

よって「発議案第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 【議席の指定】

**議長(斉藤憲二君)** 次に、日程第4、「議席の指定」を行います。

議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

---

#### 【議会会議録署名議員の指名】

**議長(斉藤憲二君)** 次に、日程第5、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、13番 一瀬明君及び28番守屋茂久君を指名します。

---

#### 【会期について】

**議長(斉藤憲二君)** 次に、日程第6、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** ご異議ありませんので、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

#### 【副議長の選挙】

**議長(斉藤憲二君)** 続きまして、日程第7、「副議長の選挙について」を議題といたします。

選挙の方法につきましては、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声



**議長(斉藤憲二君)** ご異議なしと認めます。  
よって、副議長選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。  
お諮りいたします。指名の方法については、議長において行いたいと思いますが、ご異議  
ございませんか。

「異議なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** ご異議なしと認めます。  
よって、議長において指名することに決定いたしました。  
山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、秋山詔樹君を指名いたします。  
ただいま、指名いたしました、秋山詔樹君を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議  
長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** ご異議なしと認めます。  
よって、秋山詔樹君が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、当選いたしまし  
た。  
秋山詔樹君が、議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知  
いたします。

-----  
【副議長あいさつ】

**議長(斉藤憲二君)** ここで、当選されました秋山詔樹君の、ごあいさつを、お願いいたし  
ます。

**秋山詔樹君** 一言、ご挨拶を申し上げます。  
ただいま、皆様方の推挙をいただきました、市川三郷町の秋山でございます。  
県内28市町村からなる、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の要職に就任を、さ  
せていただきました。たいへん緊張しながら、職責を痛感しておりますので、ございます。  
議長の補佐役として、議会が円満かつ運営されますよう、誠心誠意、努力する決意であります。  
広域連合長はじめ、理事者の皆様方及び議員の皆様方におかれましては、何卒、今後とも  
一層のご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしく、お願いを申し上げます。大変、簡単でござ  
いいますが、副議長就任のあいさつとさせていただきます。  
まことに、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

-----  
【専決処分事項の指定】

**議長(斉藤憲二君)** 次に、日程第8、発議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合長  
専決処分事項の指定について」を議題とします。

提出者から 提案理由の説明を求めます。

「議長」との発言あり

**議長(斉藤憲二君)** 日向英明君。

**18番日向英明君** 議長の指名により、発議案第2号、山梨県後期高齢者医療広域連合  
長の専決処分事項の指定に関する件について、提案理由を申し上げます。

本条例は、地方自治法第180条第1項におきまして、議会の権限に属する軽易事項で、そ  
の議決により特に指定したものは、長において専決処分することができる、とされております。

いわゆる、議会の委任により、長の専決処分事項を指定する規定であり、県内各市町村議  
会における取扱に準じて、本広域連合議会として指定するものであります。

よろしくご審議のうえ、ご決定をお願いします。以上でございます。

**議長(斉藤憲二君)** ただいまから、発議案第2号の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

「なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** 質疑が無いようでありますから、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論はありませんか。

「なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** 討論なしとし、討論を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。「発議案第2号、山梨県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指  
定」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立 全員。

よって「発議案第2号」は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

---

【専決処分報告、承認】

**議長(斉藤憲二君)** 次に、日程第9、承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めること  
について(山梨県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例)」から、承認第29号「専決  
処分の報告及び承認を求めることについて(平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合  
一般会計暫定予算)」の29件を、一括議題といたします。

事務局から、提案理由の説明を求めます。

【「はい」の声】

**議長(斉藤憲二君)** 嶋口事務局長

**事務局長(嶋口昇君)** それでは、7月臨時会資料1ページをお開きください。議案集その  
1の前のほうにありますので、よろしくお願ひいたします。1ページをお開きください。

「山梨県後期高齢者医療広域連合条例等(専決分)の趣旨説明」を、ご覧いただきたいと思  
います。

承認第1号から承認第29号までは、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により、専  
決処分をした事件につきまして、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでご  
ざいます。

まず、承認第1号は、「山梨県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例」であります  
が、土日、祝日、年末年始は休日とし、原則として執務を行わないものとするものであります。

以下、「山梨県後期高齢者医療広域連合」の部分省略して、説明をさせていただきます。

承認第2号は、「公告式条例」であります。条例や規則の公布は、連合長が署名し、広域  
連合の定めた掲示場に掲示をして、行うこととするものであります。

承認第3号は、「議会定例会条例」で、他の広域連合の例を参考にいたしまして、広域連合  
の定例会は、年に2回開催するという内容となっております。

承認第4号は、「監査委員条例」であります。監査委員事務局を設置するなど、監査委員  
が事務を処理するために、必要かつ基本的な事項について定めたものであります。

承認第5号は、「広域連合事務局設置条例」であります。広域連合長の権限に属する事  
務を処理するため、事務局を置く、という内容となっております。

承認第6号は、「職員定数条例」ですが、広域連合に常時勤務する職員の定数を20人とす  
るものであります。

承認第7号は、「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」であります。

承認第8号は、「職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例」であります。この条例  
は、地方公務員法の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職の手続きおよび効果

に関し必要な事項を定めたものであります。

2ページをお開きください。

承認第9号は、「職員の懲戒に関する手続き及び効果に関する条例」で、この条例も地方公務員法の規定に基づき、減給・停職等の手続き及び、効果に関し必要な事項を定めたものであります。

承認第10号は、「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」であります。

承認第11号は、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」であります。

承認第12号は、「職員の育児休業等に関する条例」であります。

承認第13号は、「職員の修学部分休業に関する条例」で、職員の修学部分休業については、1週間に20時間を超えない範囲で承認するものでございます。

承認第14号は、「職員の高齢者部分休業に関する条例」で、職員の高齢者部分休業については、1週間に20時間を超えない範囲で承認するものであります。

次に、3ページをご覧ください。

承認第15号は、「公平委員会設置条例」であります。地方公務員法の完全な実施を確保し、その目的を達成するためのものであります。

承認第16号は、「議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例」であります。広域議員に対する報酬及び費用弁償に関して定めたもので、議員報酬は年額で、議長が50,000円、副議長が40,000円、議員が30,000円であります。

承認第17号は、「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」で、選挙管理委員会委員等、特別職で非常勤の者の報酬額を、日額で定めたものであります。

承認第18号は、「職員の手当に関する条例」であります。

承認第19号は、「職員等の旅費に関する条例」で、職員及び職員以外の者の旅費支給に関して定めたものであります。

次に、4ページをお開きください。

承認第20号は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」で、議会の議決を経なければならない契約等に関して、定めたものであります。

承認第21号は、「『財政事情』の作成及び公表に関する条例」であります。

承認第22号は、「長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」であります。

承認第23号は、「財政調整基金条例」であります。この条例は、翌年度以降の財政の健全な運営に資する財源及び、歳入欠陥を埋めるための財源に充てるための基金を積み立てるものであります。

次に、5ページをご覧ください。

承認第24号は、「行政手続条例」で、様々な行政手続に関し、共通する事項を定めるものであります。

承認第25号は、「情報公開条例」で、公文書の公開に関し、必要な事項を定めるものであります。

承認第26号は、「個人情報保護条例」で、広域行政の適正かつ円滑な運営を図りながら、個人の権利利益を保護することを目的とするものであります。

以上26件は、広域連合設立時に必要な条例で、新規制定の条例でございます。

承認第27号は、指定金融機関の指定について、地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、株式会社山梨中央銀行を指定金融機関として、指定するものでございます。

次に、7ページをお開きください。

承認第28号は、平成18年度一般会計予算で専決処分の報告と承認を求めるものでございます。

まず、歳入であります。事務費負担金9,413千円は、国庫補助金を甲府市を通して申請し

た分でございます。

雑入、9,803千円は、広域連合設立準備委員会の引継ぎ分でございます。

つぎに、8ページをお開きください。

歳出であります。広域連合設立準備のための、事務室の改造費と、職員の机・椅子等の備品購入等が主なもので、歳入歳出とも、総額1,921万6千円であります。

11ページをお開きください。

承認第29号は、平成19年度一般会計暫定予算であります。

歳入は、市町村からの負担金、第1期分が主なもので、総額8,878万円となっております。

12ページをお開きください。

歳出であります。広域連合システムの構築委託料、事務室賃貸借料、職員手当等が主なもので、今年の4月からの3カ月間で必要なもので、総額8,878万円あります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議長(斉藤憲二君)** これより、各議案に対する質疑を行います。

お諮りいたします。質疑は、承認第1号から第29号までを、一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** ご異議ありませんので、一括して質疑を行います。

なお、質疑の際は、承認番号と質疑箇所のページをお示しください。

質疑は、ありませんか。

「なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** ないようですので、これをもって、承認第1号から承認第29号までの、29件に対する質疑を終結いたします。

これより、承認第1号から承認第29号の29件に対する、討論を行います。討論はありませんか。

「なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** 無いようでありますから、討論を終結し、採決を行います。

承認第1号から承認第29号までの29件を、一括して採決いたします。29件を承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員

よって、承認第1号から第29号までの29件は、原案どおり承認されました。

---

#### 【広域計画】

**議長(斉藤憲二君)** 次に、日程第10、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定」について、広域連合長から提案理由の説明を求めます。

「議長」の声

**議長(斉藤憲二君)** 小林広域連合長

**広域連合長(小林義光君)** 議案第1号の「山梨県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定」について、ご説明を申し上げます。

本計画は、地方自治法第284条の7第3項の規定により、後期高齢者医療制度の事務について、広域連合及び広域連合を組織する全ての市町村が、相互に役割を担い、必要な連絡調整を行いながら、総合的かつ計画的に処理するための指針として、策定するものでございます。説明は以上でございます。

**議長(斉藤憲二君)** ただいまから、議案第1号の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

「なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** 質疑が無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論はありませんか。

「なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** それでは 討論を終結し、採決いたします。  
「議案第1号、山梨県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
起立 全員。  
よって「議案第1号」は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

【一般会計予算】

**議長(斉藤憲二君)** 次に、日程第11、議案第2号「平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、事務局から説明を求めます。

「はい、議長」の声

**議長(斉藤憲二君)** 望月事務局次長

**事務局次長(望月辰也君)** それでは、議案第2号「平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

会議の議案集のその2の、5ページをお開きください。

ここに書かれております、平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合の予算は、次の定めるところによるということで、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,539万6千円となっております。

また、9ページから10ページ、その次のページが予算書となっております。

歳入につきましては、市町村からの負担金が主なものとなっております。各市町村からの負担金につきましては、1番前のほうにあります、7月臨時会資料の17ページのとおりでございます。

歳出につきましては、関係市町村からの派遣職員20名分の人件費負担金、パンフレット作製費、システム機器の導入経費、事務所の賃借料、被保険者証の印刷経費等が主なものであります。

この、3億5,539万6千円の予算には、先ほど、ご協議いただきました、平成19年度暫定予算の8,878万円が含まれております。以上でございます。

**議長(斉藤憲二君)** ただいまから、議案第2号の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

「なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** 質疑が無いようなので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論はありませんか。

「なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** それでは 討論を終結し、採決いたします。「議案第2号、平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立 全員。

よって「議案第2号」は、原案どおり可決することに決定いたしました。

-----  
【副広域連合長の選任】

議長(斉藤憲二君) 次に、日程第12、同意議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求める」ことについてを、議題といたします。

広域連合長から、提案理由の説明を求めます。

議長(斉藤憲二君) 小林広域連合長

広域連合長(小林義光君) 副広域連合長の選任同意について、説明を申し上げます。

同意議案第1号は、山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任でありまして、副広域連合長に小菅村長の廣瀬文夫氏を、選任いたしたいので、ご同意をお願いするものでございます。以上であります。

議長(斉藤憲二君) お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声

議長(斉藤憲二君) ご異議なしと認めます。

よって、副広域連合長の選任について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員。

よって、廣瀬文夫君の副広域連合長選任に、同意することに決定いたしました。

-----  
【監査員選任】

議長(斉藤憲二君) 次に、日程第13、同意議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求める」ことについてを、議題とします。

地方自治法第117条の規定により、武藤雅美君の除斥を求めます。

【武藤雅美議員 退場】

議長(斉藤憲二君) 広域連合長の説明を求めます。

「議長」の声

議長(斉藤憲二君) 小林広域連合長

広域連合長(小林義光君) 監査委員の選任同意について、ご説明を申し上げます。

同意議案第2号は、山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任でありまして、監査員として、市川三郷町印沢181番地2、中澤尚氏及び広域連合議員、武藤雅美氏を選任いたしたいので、ご同意をお願いするものでございます。以上でございます。

議長(斉藤憲二君) お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長(斉藤憲二君) ご異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員。

よって、中澤尚君、武藤雅美君の、監査委員の選任に同意することに、決定いたしました。武藤雅美君、ご入場ください。

【選挙管理委員選任】

**議長(斉藤憲二君)** 次に、日程第14「山梨県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙」を行います。はじめに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** ご異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において、指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** ご異議なしと認め、議長において指名することに、決定いたしました。

選挙管理委員については、お手元に配布した資料のとおり、甲府市中央二丁目7番3号、立川茂君、富士吉田市新倉1375番地、渡辺光治君、市川三郷町市川大門116番地、土橋正博君、増穂町小室2400番地、樋口正夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、私において指名いたしました、立川茂君、渡辺光治君、土橋正博君、樋口正夫君の4名を、選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** ご異議なしと認め、指名した立川茂君、渡辺光治君、土橋正博君、樋口正夫君の4名が、選挙管理委員に当選されました。

**議長(斉藤憲二君)** 続きまして、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** ご異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において、指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** ご異議なしと認め、私において、指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員については、お手元に配布した資料のとおり、それぞれ順位を付し、1位、都留市中央二丁目6番5号、富田一明君、2位、鰍沢町1081番地、青柳優一君、3位、山梨市牧丘町西保中1883番地、奥山袈裟義君、4位、早川町雨畑643番地、鈴木長雄君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名した、富田一明君、青柳優一君、奥山袈裟義君、鈴木長雄君の4名を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声

**議長(斉藤憲二君)** ご異議なしと認め、指名した、富田一明君、青柳優一君、奥山袈裟義君、鈴木長雄君の4名が、選挙管理委員補充員に当選されました。

---

【公平委員の選任】

**議長(斉藤憲二君)** 次に、日程第15、同意議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員の選任につき議会の同意を求める」ことについてを、議題とします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

「議長」の声

議長(斉藤憲二君) 小林広域連合長

広域連合長(小林義光君) 公平委員の選任同意について、ご説明を申し上げます。

同意議案第3号は、山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員の選任でありまして、公平委員として、大月市大月一丁目17番5号、小林克宏氏、身延町道836番地、佐野正彦氏、韮崎市神山町鍋山253番地、樋口正氏を選任したいので、ご同意をお願いするものでございます。以上であります。

議長(斉藤憲二君) お諮りいたします。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに、採決したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声

議長(斉藤憲二君) ご異議なしと認めます。

よって、公平委員の選任について、採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員。

よって、小林克宏君、佐野正彦君、樋口正君の公平委員の選任に、同意することに決定いたしました。

---

【閉 会】

議長(斉藤憲二君) 以上をもって、すべての議案を終了し、会議を閉じます。

以上で、本臨時会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしました。

ここで、閉会に当たり、一言、ごあいさつを申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の初議会も、議員各位並びに、当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

さて、本臨時会において、各条例並びに平成19年度一般会計予算も原案のとおり可決されました。

当局におかれましては、県民福祉の向上の実現に向け、事業の推進になお一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

山梨県後期高齢者医療広域連合の、飛躍をご祈念申し上げ、平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後3時50分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長	斉藤	憲二
臨時議長	村松	久雄
署名議員	一瀬	明
署名議員	守屋	茂久